



定期購入のトラブルに気をつけましょう



健康食品や化粧品などの定期購入で、解約や返品ができないトラブルが起きています。数か月間の定期購入を条件として、1回目を低価格で購入することができる契約が増えており、注意が必要です。

2回目以降が定価に近い価格での販売となるために、条件とされた定期購入分の支払総額が高額になるケースもあります。

事例 インターネット通販で、健康食品を購入した。

割引価格だったので、1回だけ試すつもりで注文したところ、同じ商品が翌月も送られてきた。広告を再度確認すると、「3回以上の定期購入が条件」と書かれていた。



ひとつとアドバイス



- 商品を注文する際には、目立つように表示されている「初回〇〇円」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約にあたって、「次回発送日の〇日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースが見られます。解約・返品可否や条件をしっかりと「注文前に」確認しましょう。
- 注文時の契約内容（最終確認画面の印刷やスクリーンショットの撮影）事業者への連絡履歴（電話・FAX・メール）などの記録を保存しておきましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン188）



生活安全情報

長井警察署生活安全課から



パソコンの画面に、セキュリティ上の重大な問題が発生したかのような偽の警告画面を表示させ、電話をしてきた相手に対し、ウイルスの除去等の名目で料金を請求し詐取する「**サポート詐欺**」に注意してください。

警告元を確認するとともに、画面に表示された番号には電話をかけないでください。YouTubeで、「サポート詐欺」に関する動画を公開していますので、ぜひご視聴ください。

(※YouTubeで「**山形県警察 サポート詐欺**」と入力し検索)

新型コロナウイルス感染症に関する県からのお願い

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止め、一日も早く感染の沈静化を図るため、県民の皆様には、次のことについて御協力をお願いします。

1 一日も早い感染の沈静化を図るための取組について

緊急事態宣言の対象期間である2月7日（日）まで、

- 緊急事態宣言の対象区域（*）との不要不急の往来は控えてください。

（*）栃木県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県【R3.1.14 現在】

- 緊急事態宣言の対象区域外であっても、政府において感染が拡大していると評価する地域（*）との往来は慎重にしてください。

（*）北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県【R3.1.14 現在】

※ いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。

※ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。

山形県から
県民のみなさまに
お願いがあるケロ！



2 基本的な感染防止対策について

- ① 県民の皆様には、感染リスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。
- ② 会食や飲食をする場合は、「普段一緒にいる人と」「少人数・短時間で」行うことを基本とし、「会食時の会話の際にはマスクを着用する」「業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用する」など、感染リスクを下げる対策の徹底をお願いします。また、飲酒を伴うカラオケは控えてください。会食に代えて、弁当やテイクアウトの活用を検討してください。重症化リスクの高い高齢者の方などは、飲酒を伴う会食は控えてください。
- ③ これまでの感染確認事例に鑑み、県外の方との会食や飲食は控えてください。

★山形県の新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら



2月・3月の消費生活法律相談

2月 10日（水） 13：30～15：30

3月 11日（木） 13：30～15：30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072